



平成21年 2月13日

各 位

会社名 大多喜ガス株式会社
代表者名 取締役社長 久野 一裕
(コード番号 9541 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 木藤 博正
(TEL. 0475-24-0010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年3月26日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づく株式等振替制度(株券電子化制度)で取り扱われることになりました。これに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法律施行日を効力発生日として、定款変更の決議をしたものとみなされている内容につき、その内容を反映するため規定を削るものであります。(現行定款第7条、第9条第2項)

② 「株券喪失登録簿」に関する規定を削るとともに、「株券喪失登録簿」は施行日の翌日から1年経過後に備置義務がなくなることから、附則に移設し、経過期間後に削るものであります。(現行定款第12条第3項)

③ 「実質株主」「実質株主名簿」に関する規定を削るものであります。(現行定款第10条、第12条第3項)

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削るものであります。(現行定款第22条)

(3) その他条数及び字句の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下の通りであります。(下線部は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。 <u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し) <u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削る)</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(单元株式数) <u>第8条</u> 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削る)</p> <p>(单元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し) <u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

<p>第13条～第21条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第12条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削る)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
---	---

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年	3月26日
定款変更の効力発生日	平成21年	3月26日

以 上